

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>● 訪問系サービス</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 255単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 404単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 587単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 670単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 753単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 836単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919単位に所要時間 3 時間から<br/>計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 255単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 404単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 587単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 670単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 753単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 836単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919単位に所要時間 3 時間から<br/>計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> | <p>● 訪問系サービス</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 254単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 402単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 584単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 667単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 750単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 833単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 916単位に所要時間 3 時間から<br/>計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 254単位</p> <p>(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 402単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 584単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 667単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 750単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 833単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 916単位に所要時間 3 時間から<br/>計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> |

ハ 家事援助が中心である場合

- |                                 |                                                   |
|---------------------------------|---------------------------------------------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合                | 105単位                                             |
| (2) 所要時間30分以上45分未満の場合           | 152単位                                             |
| (3) 所要時間45分以上 1 時間未満の場合         | 196単位                                             |
| (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満       | 237単位                                             |
| (5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 | 274単位                                             |
| (6) 所要時間 1 時間30分以上の場合           | 309単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数 |

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- |                              |                                                   |
|------------------------------|---------------------------------------------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合             | 105単位                                             |
| (2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合      | 196単位                                             |
| (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | 274単位                                             |
| (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合        | 344単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数 |

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101単位

※ イについて居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合（所要時間 3 時間以上の場合） 627単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算

※ ロについて居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合（所要時間3時間以上の場合） 627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算

2 重度訪問介護サービス費

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| イ 所要時間1時間未満の場合         | 182単位 |
| ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 272単位 |
| ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | 363単位 |

ハ 家事援助が中心である場合

- |                                 |                                                   |
|---------------------------------|---------------------------------------------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合                | 104単位                                             |
| (2) 所要時間30分以上45分未満の場合           | 151単位                                             |
| (3) 所要時間45分以上 1 時間未満の場合         | 195単位                                             |
| (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満       | 236単位                                             |
| (5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 | 273単位                                             |
| (6) 所要時間 1 時間30分以上の場合           | 308単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数 |

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- |                              |                                                   |
|------------------------------|---------------------------------------------------|
| (1) 所要時間30分未満の場合             | 104単位                                             |
| (2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合      | 195単位                                             |
| (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | 273単位                                             |
| (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合        | 343単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数 |

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 100単位

※ イについて居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合（所要時間 3 時間以上の場合） 625単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算

※ ロについて居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合（所要時間3時間以上の場合） 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算

2 重度訪問介護サービス費

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| イ 所要時間1時間未満の場合         | 181単位 |
| ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 271単位 |
| ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | 362単位 |

|   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| ニ | 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | 454単位 |
| ホ | 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | 544単位 |
| ヘ | 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 | 634単位 |
| ト | 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 | 726単位 |

チ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 811単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,491単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,166単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,812単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,494単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

### 3 同行援護サービス費

#### イ 身体介護を伴う場合

|     |                          |       |
|-----|--------------------------|-------|
| (1) | 所要時間30分未満の場合             | 255単位 |
| (2) | 所要時間30分以上 1 時間未満の場合      | 404単位 |
| (3) | 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | 587単位 |
| (4) | 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 | 670単位 |
| (5) | 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 | 753単位 |
| (6) | 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 | 836単位 |

|   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| ニ | 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | 452単位 |
| ホ | 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | 542単位 |
| ヘ | 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 | 632単位 |
| ト | 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 | 723単位 |

チ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 808単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,488単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,163単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,809単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,491単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

### 3 同行援護サービス費

#### イ 身体介護を伴う場合

|     |                          |       |
|-----|--------------------------|-------|
| (1) | 所要時間30分未満の場合             | 254単位 |
| (2) | 所要時間30分以上 1 時間未満の場合      | 402単位 |
| (3) | 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 | 584単位 |
| (4) | 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 | 667単位 |
| (5) | 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 | 750単位 |
| (6) | 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 | 833単位 |

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 身体介護を伴わない場合

(1) 所要時間30分未満の場合 105単位  
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 198単位  
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 277単位  
(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 347単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

4 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合 252単位  
ロ 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 400単位  
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 582単位  
ニ 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 729単位  
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 876単位  
ヘ 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 1,024単位  
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 1,171単位  
チ 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 1,319単位  
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合 1,467単位  
ヌ 所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合 1,614単位  
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合 1,761単位  
ヲ 所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合 1,909単位  
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合 2,056単位  
カ 所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合 2,204単位  
ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合 2,352単位  
タ 所要時間 7 時間30分以上の場合 2,498単位

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 916単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 身体介護を伴わない場合

(1) 所要時間30分未満の場合 105単位  
(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 197単位  
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 276単位  
(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 346単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

4 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合 251単位  
ロ 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 398単位  
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 579単位  
ニ 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 726単位  
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 872単位  
ヘ 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 1,019単位  
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 1,166単位  
チ 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 1,313単位  
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合 1,460単位  
ヌ 所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合 1,607単位  
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合 1,753単位  
ヲ 所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合 1,900単位  
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合 2,047単位  
カ 所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合 2,194単位  
ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合 2,341単位  
タ 所要時間 7 時間30分以上の場合 2,487単位

5 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、  
自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援

(1) 1日につき12時間を超えない範囲

4時間につき 799単位

(2) 1日につき12時間を超える範囲

4時間につき 779単位

ロ 短期入所

1日につき 889単位

ハ 共同生活援助

958単位

● 生活介護・施設入所支援・短期入所

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一） 区分6 1,299単位

（二） 区分5 981単位

（三） 区分4 703単位

（四） 区分3 634単位

（五） 区分2以下 583単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一） 区分6 1,170単位

（二） 区分5 883単位

（三） 区分4 632単位

（四） 区分3 572単位

（五） 区分2以下 524単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

5 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、  
自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援

(1) 1日につき12時間を超えない範囲

4時間につき 793単位

(2) 1日につき12時間を超える範囲

4時間につき 773単位

ロ 短期入所

1日につき 882単位

ハ 共同生活援助

951単位

● 生活介護・施設入所支援・短期入所

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一） 区分6 1,288単位

（二） 区分5 973単位

（三） 区分4 697単位

（四） 区分3 629単位

（五） 区分2以下 578単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一） 区分6 1,160単位

（二） 区分5 876単位

（三） 区分4 627単位

（四） 区分3 567単位

（五） 区分2以下 520単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

|                      |         |
|----------------------|---------|
| (一) 区分 6             | 1,138単位 |
| (二) 区分 5             | 854単位   |
| (三) 区分 4             | 604単位   |
| (四) 区分 3             | 538単位   |
| (五) 区分 2 以下          | 494単位   |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下  |         |
| (一) 区分 6             | 1,090単位 |
| (二) 区分 5             | 825単位   |
| (三) 区分 4             | 589単位   |
| (四) 区分 3             | 532単位   |
| (五) 区分 2 以下          | 481単位   |
| (5) 利用定員が81人以上       |         |
| (一) 区分 6             | 1,076単位 |
| (二) 区分 5             | 811単位   |
| (三) 区分 4             | 576単位   |
| (四) 区分 3             | 517単位   |
| (五) 区分 2 以下          | 466単位   |
| ロ 基準該当生活介護サービス費      |         |
| (1) 基準該当生活介護サービス費(I) | 728単位   |
| (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) | 883単位   |
| 2 施設入所支援サービス費（1日につき） |         |
| イ 利用定員が40人以下         |         |
| (1) 区分 6             | 451単位   |
| (2) 区分 5             | 380単位   |
| (3) 区分 4             | 307単位   |
| (4) 区分 3             | 231単位   |
| (5) 区分 2 以下          | 167単位   |

|                      |         |
|----------------------|---------|
| (一) 区分 6             | 1,128単位 |
| (二) 区分 5             | 847単位   |
| (三) 区分 4             | 599単位   |
| (四) 区分 3             | 533単位   |
| (五) 区分 2 以下          | 490単位   |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下  |         |
| (一) 区分 6             | 1,081単位 |
| (二) 区分 5             | 818単位   |
| (三) 区分 4             | 584単位   |
| (四) 区分 3             | 528単位   |
| (五) 区分 2 以下          | 477単位   |
| (5) 利用定員が81人以上       |         |
| (一) 区分 6             | 1,067単位 |
| (二) 区分 5             | 804単位   |
| (三) 区分 4             | 571単位   |
| (四) 区分 3             | 513単位   |
| (五) 区分 2 以下          | 462単位   |
| ロ 基準該当生活介護サービス費      |         |
| (1) 基準該当生活介護サービス費(I) | 722単位   |
| (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) | 876単位   |
| 2 施設入所支援サービス費（1日につき） |         |
| イ 利用定員が40人以下         |         |
| (1) 区分 6             | 447単位   |
| (2) 区分 5             | 376単位   |
| (3) 区分 4             | 304単位   |
| (4) 区分 3             | 229単位   |
| (5) 区分 2 以下          | 165単位   |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ロ 利用定員が41人以上60人以下    |       |
| (1) 区分 6             | 355単位 |
| (2) 区分 5             | 296単位 |
| (3) 区分 4             | 234単位 |
| (4) 区分 3             | 184単位 |
| (5) 区分 2 以下          | 145単位 |
| ハ 利用定員が61人以上80人以下    |       |
| (1) 区分 6             | 294単位 |
| (2) 区分 5             | 246単位 |
| (3) 区分 4             | 197単位 |
| (4) 区分 3             | 161単位 |
| (5) 区分 2 以下          | 131単位 |
| ニ 利用定員が81人以上         |       |
| (1) 区分 6             | 268単位 |
| (2) 区分 5             | 222単位 |
| (3) 区分 4             | 177単位 |
| (4) 区分 3             | 145単位 |
| (5) 区分 2 以下          | 124単位 |
| 3 短期入所サービス費（1日につき）   |       |
| イ 福祉型短期入所サービス費       |       |
| (1) 福祉型短期入所サービス費(I)  |       |
| (一) 区分 6             | 888単位 |
| (二) 区分 5             | 755単位 |
| (三) 区分 4             | 623単位 |
| (四) 区分 3             | 561単位 |
| (五) 区分 1 及び区分 2      | 490単位 |
| (2) 福祉型短期入所サービス費(II) |       |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ロ 利用定員が41人以上60人以下    |       |
| (1) 区分 6             | 352単位 |
| (2) 区分 5             | 293単位 |
| (3) 区分 4             | 232単位 |
| (4) 区分 3             | 182単位 |
| (5) 区分 2 以下          | 144単位 |
| ハ 利用定員が61人以上80人以下    |       |
| (1) 区分 6             | 291単位 |
| (2) 区分 5             | 244単位 |
| (3) 区分 4             | 195単位 |
| (4) 区分 3             | 159単位 |
| (5) 区分 2 以下          | 130単位 |
| ニ 利用定員が81人以上         |       |
| (1) 区分 6             | 265単位 |
| (2) 区分 5             | 220単位 |
| (3) 区分 4             | 175単位 |
| (4) 区分 3             | 144単位 |
| (5) 区分 2 以下          | 123単位 |
| 3 短期入所サービス費（1日につき）   |       |
| イ 福祉型短期入所サービス費       |       |
| (1) 福祉型短期入所サービス費(I)  |       |
| (一) 区分 6             | 882単位 |
| (二) 区分 5             | 750単位 |
| (三) 区分 4             | 619単位 |
| (四) 区分 3             | 557単位 |
| (五) 区分 1 及び区分 2      | 486単位 |
| (2) 福祉型短期入所サービス費(II) |       |

|                        |         |
|------------------------|---------|
| (一) 区分 6               | 580単位   |
| (二) 区分 5               | 508単位   |
| (三) 区分 4               | 306単位   |
| (四) 区分 3               | 231単位   |
| (五) 区分 1 及び区分 2        | 165単位   |
| (3) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)   |         |
| (一) 区分 3               | 755単位   |
| (二) 区分 2               | 592単位   |
| (三) 区分 1               | 490単位   |
| (4) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ)   |         |
| (一) 区分 3               | 508単位   |
| (二) 区分 2               | 268単位   |
| (三) 区分 1               | 165単位   |
| ロ 医療型短期入所サービス費         |         |
| (1) 医療型短期入所サービス費 (Ⅰ)   | 2,598単位 |
| (2) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ)   | 2,397単位 |
| (3) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ)   | 1,398単位 |
| ハ 医療型特定短期入所サービス費       |         |
| (1) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) | 2,478単位 |
| (2) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) | 2,267単位 |
| (3) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) | 1,298単位 |
| (4) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ) | 1,731単位 |
| (5) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ) | 1,599単位 |
| (6) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅵ) | 932単位   |
| ニ 基準該当短期入所サービス費        |         |
| (1) 基準該当短期入所サービス費 (Ⅰ)  | 755単位   |
| (2) 基準該当短期入所サービス費 (Ⅱ)  | 231単位   |

|                        |         |
|------------------------|---------|
| (一) 区分 6               | 576単位   |
| (二) 区分 5               | 504単位   |
| (三) 区分 4               | 304単位   |
| (四) 区分 3               | 229単位   |
| (五) 区分 1 及び区分 2        | 164単位   |
| (3) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)   |         |
| (一) 区分 3               | 750単位   |
| (二) 区分 2               | 588単位   |
| (三) 区分 1               | 486単位   |
| (4) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ)   |         |
| (一) 区分 3               | 504単位   |
| (二) 区分 2               | 266単位   |
| (三) 区分 1               | 164単位   |
| ロ 医療型短期入所サービス費         |         |
| (1) 医療型短期入所サービス費 (Ⅰ)   | 2,579単位 |
| (2) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ)   | 2,380単位 |
| (3) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ)   | 1,388単位 |
| ハ 医療型特定短期入所サービス費       |         |
| (1) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) | 2,460単位 |
| (2) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) | 2,251単位 |
| (3) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) | 1,289単位 |
| (4) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ) | 1,719単位 |
| (5) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ) | 1,587単位 |
| (6) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅵ) | 925単位   |
| ニ 基準該当短期入所サービス費        |         |
| (1) 基準該当短期入所サービス費 (Ⅰ)  | 750単位   |
| (2) 基準該当短期入所サービス費 (Ⅱ)  | 229単位   |

## ● グループホーム・自立訓練

### 1 共同生活援助サービス費（1日につき）

#### イ 共同生活援助サービス費(I)（4：1）

|           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 645単位 |
| (2) 区分5   | 528単位 |
| (3) 区分4   | 449単位 |
| (4) 区分3   | 383単位 |
| (5) 区分2   | 294単位 |
| (6) 区分1以下 | 257単位 |

#### ロ 共同生活援助サービス費(II)（5：1）

|           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 594単位 |
| (2) 区分5   | 477単位 |
| (3) 区分4   | 398単位 |
| (4) 区分3   | 332単位 |
| (5) 区分2   | 243単位 |
| (6) 区分1以下 | 211単位 |

#### ハ 共同生活援助サービス費(III)（6：1）

|           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 561単位 |
| (2) 区分5   | 444単位 |
| (3) 区分4   | 365単位 |
| (4) 区分3   | 299単位 |
| (5) 区分2   | 210単位 |
| (6) 区分1以下 | 181単位 |

#### ニ 共同生活援助サービス費(IV)（体験利用）

|         |       |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 675単位 |
| (2) 区分5 | 558単位 |

## ● グループホーム・ケアホーム・自立訓練

### 1 共同生活介護サービス費(1日につき)

#### イ 共同生活介護サービス費(I)（4：1）

|         |       |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 639単位 |
| (2) 区分5 | 523単位 |
| (3) 区分4 | 445単位 |
| (4) 区分3 | 379単位 |
| (5) 区分2 | 291単位 |
| (新設)    |       |

#### ロ 共同生活介護サービス費(II)（5：1）

|         |       |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 589単位 |
| (2) 区分5 | 473単位 |
| (3) 区分4 | 394単位 |
| (4) 区分3 | 329単位 |
| (5) 区分2 | 241単位 |
| (新設)    |       |

#### ハ 共同生活介護サービス費(III)（6：1）

|         |       |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 556単位 |
| (2) 区分5 | 440単位 |
| (3) 区分4 | 362単位 |
| (4) 区分3 | 296単位 |
| (5) 区分2 | 208単位 |
| (新設)    |       |

#### ニ 共同生活介護サービス費(IV)（体験利用）

|         |       |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 669単位 |
| (2) 区分5 | 553単位 |

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| (3) 区分4                           | 479単位 |
| (4) 区分3                           | 413単位 |
| (5) 区分2                           | 324単位 |
| (6) 区分1以下                         | 287単位 |
| ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費           | 142単位 |
| へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）           |       |
| (1) (4:1)                         |       |
| (一) 区分6                           | 434単位 |
| (二) 区分5                           | 388単位 |
| (三) 区分4                           | 356単位 |
| (2) (5:1)                         |       |
| (一) 区分6                           | 383単位 |
| (二) 区分5                           | 337単位 |
| (三) 区分4                           | 305単位 |
| (3) (6:1)                         |       |
| (一) 区分6                           | 350単位 |
| (二) 区分5                           | 304単位 |
| (三) 区分4                           | 272単位 |
| 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）     |       |
| イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) (4:1)   | 257単位 |
| ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) (5:1)  | 211単位 |
| ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) (6:1) | 181単位 |
| ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) (10:1) |       |

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| (3) 区分4                  | 475単位 |
| (4) 区分3                  | 409単位 |
| (5) 区分2                  | 321単位 |
| (新設)                     |       |
| ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費  | 140単位 |
| へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）  |       |
| (1) (4:1)                |       |
| (一) 区分6                  | 430単位 |
| (二) 区分5                  | 384単位 |
| (三) 区分4                  | 353単位 |
| (2) (5:1)                |       |
| (一) 区分6                  | 379単位 |
| (二) 区分5                  | 334単位 |
| (三) 区分4                  | 302単位 |
| (3) (6:1)                |       |
| (一) 区分6                  | 347単位 |
| (二) 区分5                  | 301単位 |
| (三) 区分4                  | 269単位 |
| 2 共同生活援助サービス費（1日につき）     |       |
| イ 共同生活援助サービス費(I) (4:1)   | 254単位 |
| ロ 共同生活援助サービス費(II) (5:1)  | 209単位 |
| ハ 共同生活援助サービス費(III) (6:1) | 179単位 |
| ニ 共同生活援助サービス費(IV) (10:1) |       |

|                                 |                                                 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|
|                                 | 120単位                                           |
| ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)(体験利用) |                                                 |
|                                 | 287単位                                           |
| 3 受託居宅介護サービス費                   |                                                 |
| イ 所要時間15分未満の場合                  | 99単位                                            |
| ロ 所要時間15分以上30分未満の場合             | 199単位                                           |
| ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合          | 271単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに90単位を加算した単位数    |
| ニ 所要時間1時間30分以上の場合               | 580単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数 |
| 4 機能訓練サービス費(1日につき)              |                                                 |
| イ 機能訓練サービス費(I)                  |                                                 |
| (1) 利用定員が20人以下                  | 784単位                                           |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下             | 701単位                                           |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下             | 666単位                                           |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下             | 638単位                                           |
| (5) 利用定員が81人以上                  | 601単位                                           |
| ロ 機能訓練サービス費(II)                 |                                                 |
| (1) 所要時間1時間未満の場合                | 255単位                                           |
| (2) 所要時間1時間以上の場合                | 587単位                                           |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合           | 753単位                                           |
| ハ 基準該当機能訓練サービス費                 | 784単位                                           |
| 5 生活訓練サービス費(1日につき)              |                                                 |
| イ 生活訓練サービス費(I)                  |                                                 |
| (1) 利用定員が20人以下                  | 748単位                                           |

|                        |       |
|------------------------|-------|
|                        | 119単位 |
| ホ 共同生活援助サービス費(V)(体験利用) |       |
|                        | 284単位 |
| (新設)                   |       |
| 4 機能訓練サービス費(1日につき)     |       |
| イ 機能訓練サービス費(I)         |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 778単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 695単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 661単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 633単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 596単位 |
| ロ 機能訓練サービス費(II)        |       |
| (1) 所要時間1時間未満の場合       | 251単位 |
| (2) 所要時間1時間以上の場合       | 579単位 |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合  | 744単位 |
| ハ 基準該当機能訓練サービス費        | 778単位 |
| 5 生活訓練サービス費(1日につき)     |       |
| イ 生活訓練サービス費(I)         |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 742単位 |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 667単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 634単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 609単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 572単位 |

ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)

|                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | 255単位 |
| (2) 所要時間 1 時間以上の場合 | 587単位 |

ホ 基準該当生活訓練サービス費 748単位

6 宿泊型自立訓練サービス費

ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 利用期間が 2 年間以内の場合  | 270単位 |
| (2) 利用期間が 2 年間を超える場合 | 162単位 |

ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 利用期間が 3 年間以内の場合  | 270単位 |
| (2) 利用期間が 3 年間を超える場合 | 162単位 |

## ● 就労系サービス

1 就労移行支援サービス費（1 日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

|                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 839単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 747単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 716単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 682単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 635単位 |

ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)

|                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 522単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 465単位 |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 662単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 629単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 604単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 567単位 |

ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)

|                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | 251単位 |
| (2) 所要時間 1 時間以上の場合 | 579単位 |

ホ 基準該当生活訓練サービス費 742単位

6 宿泊型自立訓練サービス費

ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 利用期間が 2 年間以内の場合  | 267単位 |
| (2) 利用期間が 2 年間を超える場合 | 160単位 |

ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 利用期間が 3 年間以内の場合  | 267単位 |
| (2) 利用期間が 3 年間を超える場合 | 160単位 |

## ● 就労系サービス

1 就労移行支援サービス費（1 日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

|                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 833単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 742単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 711単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 677単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 631単位 |

ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)

|                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 518単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 462単位 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 435単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 424単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 410単位 |
| 2 就労継続支援A型サービス費（1日につき） |       |
| イ 就労継続支援A型サービス費(I)     |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 589単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 526単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 493単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 484単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 469単位 |
| ロ 就労継続支援A型サービス費(II)    |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 538単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 480単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 447単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 438単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 423単位 |
| 3 就労継続支援B型サービス費（1日につき） |       |
| イ 就労継続支援B型サービス費(I)     |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 589単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 526単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 494単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 485単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 469単位 |
| ロ 就労継続支援B型サービス費(II)    |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 538単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 481単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 447単位 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 432単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 421単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 407単位 |
| 2 就労継続支援A型サービス費（1日につき） |       |
| イ 就労継続支援A型サービス費(I)     |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 585単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 522単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 490単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 481単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 466単位 |
| ロ 就労継続支援A型サービス費(II)    |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 534単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 477単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 444単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 435単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 420単位 |
| 3 就労継続支援B型サービス費（1日につき） |       |
| イ 就労継続支援B型サービス費(I)     |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 585単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 522単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 490単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下    | 481単位 |
| (5) 利用定員が81人以上         | 466単位 |
| ロ 就労継続支援B型サービス費(II)    |       |
| (1) 利用定員が20人以下         | 534単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下    | 477単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下    | 444単位 |

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 438単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 423単位 |

## ● 療養介護

療養介護サービス費（1日につき）

### イ 療養介護サービス費

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 療養介護サービス費(I)    |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 903単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 884単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 868単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 857単位 |
| (2) 療養介護サービス費(II)   |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 658単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 628単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 604単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 591単位 |
| (3) 療養介護サービス費(III)  |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 520単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 495単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 484単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 476単位 |
| (4) 療養介護サービス費(IV)   |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 416単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 384単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 371単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 362単位 |
| (5) 療養介護サービス費(V)    |       |

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 435単位 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 420単位 |

## ● 療養介護

療養介護サービス費（1日につき）

### イ 療養介護サービス費

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 療養介護サービス費(I)    |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 896単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 877単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 861単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 850単位 |
| (2) 療養介護サービス費(II)   |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 653単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 623単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 599単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 586単位 |
| (3) 療養介護サービス費(III)  |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 516単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 491単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 480単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 472単位 |
| (4) 療養介護サービス費(IV)   |       |
| (一) 利用定員が40人以下      | 413単位 |
| (二) 利用定員が41人以上60人以下 | 381単位 |
| (三) 利用定員が61人以上80人以下 | 368単位 |
| (四) 利用定員が81人以上      | 359単位 |
| (5) 療養介護サービス費(V)    |       |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| （一） 利用定員が40人以下      | 416単位 |
| （二） 利用定員が41人以上60人以下 | 384単位 |
| （三） 利用定員が61人以上80人以下 | 371単位 |
| （四） 利用定員が81人以上      | 362単位 |

ロ 経過の療養介護サービス費

（1） 経過の療養介護サービス費（I）

|                     |       |
|---------------------|-------|
| （一） 利用定員が40人以下      | 874単位 |
| （二） 利用定員が41人以上60人以下 | 874単位 |
| （三） 利用定員が61人以上80人以下 | 868単位 |
| （四） 利用定員が81人以上      | 857単位 |

（2） 経過の療養介護サービス費（II） 591単位

## ● 地域相談支援

1 地域移行支援サービス費 2,313単位

2 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 301単位

ロ 緊急時支援費 703単位

## ● 計画相談支援

計画相談支援費

イ サービス利用支援費 1,606単位

ロ 継続サービス利用支援費 1,306単位

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護1又は要介護2のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、1月につき703単位減算

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対し

|                     |       |
|---------------------|-------|
| （一） 利用定員が40人以下      | 413単位 |
| （二） 利用定員が41人以上60人以下 | 381単位 |
| （三） 利用定員が61人以上80人以下 | 368単位 |
| （四） 利用定員が81人以上      | 359単位 |

ロ 経過の療養介護サービス費

（1） 経過の療養介護サービス費（I）

|                     |       |
|---------------------|-------|
| （一） 利用定員が40人以下      | 867単位 |
| （二） 利用定員が41人以上60人以下 | 867単位 |
| （三） 利用定員が61人以上80人以下 | 861単位 |
| （四） 利用定員が81人以上      | 850単位 |

（2） 経過の療養介護サービス費（II） 586単位

## ● 地域相談支援

1 地域移行支援サービス費 2,300単位

2 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 300単位

ロ 緊急時支援費 700単位

## ● 計画相談支援

計画相談支援費

イ サービス利用支援費 1,600単位

ロ 継続サービス利用支援費 1,300単位

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護1又は要介護2のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、1月につき700単位減算

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対し

て、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1,004単位を減算

## ● 障害児通所支援

### 1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

|                        |       |
|------------------------|-------|
| （1） 利用定員が30人以下の場合      | 972単位 |
| （2） 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 913単位 |
| （3） 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 854単位 |
| （4） 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 797単位 |
| （5） 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 776単位 |
| （6） 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 756単位 |
| （7） 利用定員が81人以上の場合      | 734単位 |

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

|                        |         |
|------------------------|---------|
| （1） 利用定員が20人以下の場合      | 1,215単位 |
| （2） 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 1,069単位 |
| （3） 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 983単位   |
| （4） 利用定員が41人以上の場合      | 896単位   |

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

|                        |         |
|------------------------|---------|
| （1） 利用定員が15人以下の場合      | 1,147単位 |
| （2） 利用定員が16人以上20人以下の場合 | 870単位   |
| （3） 利用定員が21人以上の場合      | 795単位   |

て、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1,000単位を減算

## ● 障害児通所支援

### 1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

|                        |       |
|------------------------|-------|
| （1） 利用定員が30人以下の場合      | 965単位 |
| （2） 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 906単位 |
| （3） 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 848単位 |
| （4） 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 791単位 |
| （5） 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 770単位 |
| （6） 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 750単位 |
| （7） 利用定員が81人以上の場合      | 729単位 |

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

|                        |         |
|------------------------|---------|
| （1） 利用定員が20人以下の場合      | 1,206単位 |
| （2） 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 1,061単位 |
| （3） 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 976単位   |
| （4） 利用定員が41人以上の場合      | 889単位   |

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

|                        |         |
|------------------------|---------|
| （1） 利用定員が15人以下の場合      | 1,138単位 |
| （2） 利用定員が16人以上20人以下の場合 | 863単位   |
| （3） 利用定員が21人以上の場合      | 789単位   |

ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が10人以下の場合      | 622単位 |
| (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 455単位 |
| (3) 利用定員が21人以上の場合      | 366単位 |

ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 利用定員が5人の場合        | 1,599単位 |
| (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 | 819単位   |
| (3) 利用定員が11人以上の場合     | 694単位   |

2 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

332単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

443単位

3 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 授業の終了後に行う場合        |       |
| (㊦) 利用定員が10人以下の場合      | 482単位 |
| (㊧) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 362単位 |
| (㊨) 利用定員が21人以上の場合      | 281単位 |
| (2) 休業日に行う場合           |       |
| (㊦) 利用定員が10人以下の場合      | 622単位 |

ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が10人以下の場合      | 616単位 |
| (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 451単位 |
| (3) 利用定員が21人以上の場合      | 363単位 |

ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 利用定員が5人の場合        | 1,587単位 |
| (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 | 813単位   |
| (3) 利用定員が11人以上の場合     | 689単位   |

2 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

329単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

440単位

3 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 授業の終了後に行う場合        |       |
| (㊦) 利用定員が10人以下の場合      | 478単位 |
| (㊧) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 359単位 |
| (㊨) 利用定員が21人以上の場合      | 278単位 |
| (2) 休業日に行う場合           |       |
| (㊦) 利用定員が10人以下の場合      | 616単位 |

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| (㊦) 利用定員が11人以上20人以下の場合        | 455単位   |
| (㊧) 利用定員が21人以上の場合             | 366単位   |
| ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 |         |
| (1) 授業の終了後に行う場合               |         |
| (㊦) 利用定員が5人の場合                | 1,320単位 |
| (㊦) 利用定員が6人以上10人以下の場合         | 675単位   |
| (㊧) 利用定員が11人以上の場合             | 573単位   |
| (2) 休業日に行う場合                  |         |
| (㊦) 利用定員が5人の場合                | 1,600単位 |
| (㊦) 利用定員が6人以上10人以下の場合         | 820単位   |
| (㊧) 利用定員が11人以上の場合             | 695単位   |
| 4 保育所等訪問支援給付費（1日につき）          | 912単位   |

## ● 障害児相談支援

障害児相談支援費

|                |         |
|----------------|---------|
| イ 障害児支援利用援助費   | 1,606単位 |
| ロ 継続障害児支援利用援助費 | 1,306単位 |

## ● 障害児入所支援

### 1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）

|                                                                |       |
|----------------------------------------------------------------|-------|
| イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 |       |
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                   | 737単位 |
| (2) 入所定員が10人の場合                                                |       |
| (㊦) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            | 625単位 |

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| (㊦) 利用定員が11人以上20人以下の場合        | 451単位   |
| (㊧) 利用定員が21人以上の場合             | 363単位   |
| ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 |         |
| (1) 授業の終了後に行う場合               |         |
| (㊦) 利用定員が5人の場合                | 1,309単位 |
| (㊦) 利用定員が6人以上10人以下の場合         | 670単位   |
| (㊧) 利用定員が11人以上の場合             | 568単位   |
| (2) 休業日に行う場合                  |         |
| (㊦) 利用定員が5人の場合                | 1,587単位 |
| (㊦) 利用定員が6人以上10人以下の場合         | 813単位   |
| (㊧) 利用定員が11人以上の場合             | 689単位   |
| 4 保育所等訪問支援給付費（1日につき）          | 906単位   |

## ● 障害児相談支援

障害児相談支援費

|                |         |
|----------------|---------|
| イ 障害児支援利用援助費   | 1,600単位 |
| ロ 継続障害児支援利用援助費 | 1,300単位 |

## ● 障害児入所支援

### 1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）

|                                                                |       |
|----------------------------------------------------------------|-------|
| イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 |       |
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                   | 730単位 |
| (2) 入所定員が10人の場合                                                |       |
| (㊦) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            | 619単位 |

|                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (㉔) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,444単位 |
| (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 737単位   |
| (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合              |         |
| (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 541単位   |
| (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 950単位   |
| (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 737単位   |
| (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合              | 737単位   |
| (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合              | 619単位   |
| (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合              | 557単位   |
| (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合              | 539単位   |
| (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合              | 521単位   |
| (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合              | 503単位   |
| (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合             | 486単位   |
| (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合            | 467単位   |
| (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合           | 465単位   |
| (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合           | 464単位   |
| (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合           | 462単位   |
| (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合           | 460単位   |
| (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合           | 458単位   |
| (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合           | 454単位   |
| (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合           | 451単位   |
| (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合           | 447単位   |

|                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (㉔) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,430単位 |
| (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 730単位   |
| (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合              |         |
| (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 536単位   |
| (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 940単位   |
| (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 730単位   |
| (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合              | 730単位   |
| (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合              | 613単位   |
| (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合              | 551単位   |
| (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合              | 534単位   |
| (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合              | 516単位   |
| (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合              | 498単位   |
| (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合             | 481単位   |
| (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合            | 462単位   |
| (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合           | 460単位   |
| (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合           | 459単位   |
| (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合           | 457単位   |
| (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合           | 455単位   |
| (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合           | 453単位   |
| (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合           | 449単位   |
| (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合           | 446単位   |
| (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合           | 443単位   |

|                                                               |       |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合                                     | 444単位 |
| (21) 入所定員が191人以上の場合                                           | 441単位 |
| ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 |       |
| (1) 入所定員が30人以下の場合                                             | 732単位 |
| (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合                                        | 675単位 |
| (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合                                        | 647単位 |
| (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合                                        | 622単位 |
| (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合                                        | 595単位 |
| (6) 入所定員が71人以上の場合                                             | 568単位 |
| ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合                       |       |
| (1) 入所定員が5人の場合                                                |       |
| (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                           | 891単位 |
| (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                   | 676単位 |
| (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合                                          |       |
| (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                           | 607単位 |
| (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                   | 676単位 |
| (3) 入所定員が10人の場合                                               |       |
| (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                           | 607単位 |
| (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき                                  |       |

|                                                               |       |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合                                     | 440単位 |
| (21) 入所定員が191人以上の場合                                           | 437単位 |
| ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 |       |
| (1) 入所定員が30人以下の場合                                             | 725単位 |
| (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合                                        | 668単位 |
| (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合                                        | 641単位 |
| (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合                                        | 616単位 |
| (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合                                        | 589単位 |
| (6) 入所定員が71人以上の場合                                             | 562単位 |
| ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合                       |       |
| (1) 入所定員が5人の場合                                                |       |
| (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                           | 882単位 |
| (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                   | 669単位 |
| (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合                                          |       |
| (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                           | 601単位 |
| (□) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                   | 669単位 |
| (3) 入所定員が10人の場合                                               |       |
| (→) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                           | 601単位 |
| (□) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき                                  |       |

- 1,436単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
676単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
504単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
1,058単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
676単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
462単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
877単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
676単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
431単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
801単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
676単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
402単位

- 1,422単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
669単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
499単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
1,047単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
669単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
457単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
868単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
669単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
427単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
793単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
669単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
398単位

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
676単位

(㊧) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
676単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）  
601単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合  
556単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合  
493単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合  
479単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合  
464単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合  
448単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合  
433単位

(15) 入所定員が91人以上の場合  
417単位

ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
891単位

(㊧) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
672単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
626単位

(㊧) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
672単位

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき  
669単位

(㊧) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
669単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）  
595単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合  
550単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合  
488単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合  
474単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合  
459単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合  
444単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合  
429単位

(15) 入所定員が91人以上の場合  
413単位

ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
882単位

(㊧) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
665単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
620単位

(㊧) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき  
665単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 626単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 505単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,050単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 465単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 875単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 428単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 756単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 620単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,412単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 665単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 500単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,040単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 665単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 460単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 866単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 665単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 424単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 748単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

|                                                                                         |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                                                                                         | 672単位 |
| (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合                                                                  |       |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                                                     | 405単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき                                                            | 672単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                                             | 672単位 |
| (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。) |       |
|                                                                                         | 598単位 |
| (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合                                                                  | 553単位 |
| (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合                                                                 | 490単位 |
| (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合                                                                 | 476単位 |
| (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合                                                                 | 462単位 |
| (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合                                                                 | 446単位 |
| (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合                                                                 | 431単位 |
| (15) 入所定員が91人以上の場合                                                                      | 416単位 |
| ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合                 |       |
| (1) 入所定員が50人以下の場合                                                                       | 712単位 |
| (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合                                                                  | 703単位 |
| (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合                                                                  | 691単位 |
| (4) 入所定員が71人以上の場合                                                                       | 678単位 |
| 2 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）                                                                  |       |

|                                                                                         |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                                                                                         | 665単位 |
| (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合                                                                  |       |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                                                     | 401単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき                                                            | 665単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                                             | 665単位 |
| (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。) |       |
|                                                                                         | 592単位 |
| (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合                                                                  | 547単位 |
| (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合                                                                 | 485単位 |
| (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合                                                                 | 471単位 |
| (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合                                                                 | 457単位 |
| (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合                                                                 | 442単位 |
| (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合                                                                 | 427単位 |
| (15) 入所定員が91人以上の場合                                                                      | 412単位 |
| ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合                 |       |
| (1) 入所定員が50人以下の場合                                                                       | 705単位 |
| (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合                                                                  | 696単位 |
| (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合                                                                  | 684単位 |
| (4) 入所定員が71人以上の場合                                                                       | 671単位 |
| 2 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）                                                                  |       |

イ 指定医療型障害児入所施設の場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合  
321単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
147単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
874単位

ロ 指定医療機関の場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
123単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
875単位

イ 指定医療型障害児入所施設の場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合  
318単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
146単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
867単位

ロ 指定医療機関の場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
122単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
867単位